

鴻巣市開発事業指導要綱に基づく道路設置基準

1 目的

この基準は、鴻巣市における開発事業に対し道路工事の技術的基準を定め、合理的な設計及び施工を行い、よりよい街づくりに寄与することを目的とする。

2 適用範囲

この基準は、鴻巣市が管理する道路及び開発区域の道路で、自動車交通量が少なく重車両が僅少である幅員6.0メートル以下の道路工事を対象とする。

3 適用すべき基準

鴻巣市開発事業指導要綱（平成17年9月22日市長決裁）に特に定めのない事項については、この基準によるほか、次に掲げる基準等によらなければならない。

- (1) 舗装設計施工指針 平成18年度版（社団法人日本道路協会発行）
- (2) 道路土工要綱 平成21年度版（社団法人日本道路協会発行）
- (3) 埼玉県土木工事实務要覧 平成21年4月（埼玉県発行）

4 路盤材料の使用及び施工方法

路盤の材料は、下層路盤にあつては再生切込砕石（RC40-0）とし、上層路盤にあつては再生粒調砕石（RM40-0）とし、施工については「アスファルト舗装要綱」に準拠すること。この場合において、各路盤工の一層の仕上がりの厚さは、15センチメートルまでとする。

5 表層の使用材料

表層の使用材料は、再生密粒度アスファルト混合物（13）を使用し、施工の方法は「舗装設計施工指針」に準拠すること。

6 施工管理

工程管理、出来形管理及び品質管理については、各々、「埼玉県土木工事实務要覧」に準拠すること。特に路盤厚、締固度及びアスファルト表層の厚さ（コアーを抜き取ったもの。）の測定値を検査時に提示し、検査員が指示した場合は、コアーの抜取りを実施すること。

7 舗装の組成・横断勾配

- (1) 表層厚 = 5 センチメートル
- (2) 上層路盤厚 = 15 センチメートル
- (3) 下層路盤厚 = 19 センチメートル
- (4) 横断勾配 = 1.5 ~ 2.0 パーセント

8 道路施設

(1) 道路側溝の布設

道路側溝については、長尺U型側溝（車道用：内径寸法300ミリメートル以上）を使用し、公共下水道（汚水）供用区域については、長尺U型浸透式側溝（車道用：内径寸法300ミリメートル以上）を使用すること。なお、道路側溝の排水勾配については、平均流速0.6 ~ 3.0メートル／秒を標準とする。

(2) 側溝蓋

埼玉県型甲蓋、B型配列とする。

(3) 集水ますの設置

流水の方向又は排水断面の変化するところでは、集水ます（内径寸法500ミリメートル以上）を設置し、ます蓋は受枠付き鎖付きグレーチング蓋（T-25）を使用すること。

(4) 小型構造物の掘削埋戻し

道路側溝、集水ます等の小型構造物の掘削埋戻しに当たり、車道側については再生切込砕石又は再生砂を使用すること。

(5) 排水処理系統の流末処理

排水管渠^{きよ}への接続形態については、現地調査のうえ、事前に下水道課及び道路課と協議すること。

9 その他

その他特別の場合については、別途協議すること。

10 効力

この基準は、平成9年12月1日から施行する。